

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第485号 平成25年2月1日

## おんせん県

別府や湯布院、長湯といった有名な温泉地を抱える大分県が、香川県の「うどん県」にあやかり、「おんせん県」の名称を商標登録する為の申請を行って物議を呼んでいます。

温泉のない県はありませんから、「おんせん県」という名称を商標登録するという発想に驚かされました。

これに対してまずクレームを付けたのが、草津や水上という全国的に知られている温泉地を抱える群馬県で、「他県は温泉県をなのれなくなるのか」と反発、全国からも批判が相次ぎ、大分県は釈明に追われる事態となっているとの事です（1月7日付北海道新聞）。

商標登録というのは、商品や会社の名称（商標）などを登録することをいい、登録されるとその商標を使用する権利が保障されますが、逆に他者に先に登録されてしまうと、同じ商標を使用する事が出来なくなり、それを無視して使用すると損害賠償を求められる事にもなりかねません。

商標は言葉だけではなく、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）をいう（商標法第2条）とされていますから、例えばロゴなどを誰よりも早く商標登録すれば、そのロゴを日本全国で独占する事が出来ます。

また、あるロゴが商標登録されると、それに類似したロゴも使用できなくなりますので、大分県の「おんせん県」に対抗して「温泉県」と表記することも出来なくなります。

大分県が「おんせん県」を商標登録しようという意図は、

- ・温泉の源泉数が約4500、1分当たりの湧出量が約290キロリットルあり、それぞれが日本一を誇っており、これをキャッチフレーズに観光振興を図りたい
- ・第三者に営利目的で商標登録されるのを防ぎたい

という事にあるようです。

第三者の商標登録を防ぐというのはどういう事かというと、中国では近年、商標登録ビジネス（冒認出願）が横行しており、例えば「青森」や「博多」といった有名な地名が商標登録されるケースが頻発して問題になっています。この為、大分県

では、仮に「おんせん県」も勝手に商標登録されると中国での事業展開に支障が出かねないという事を懸念したのかも知れません。

NewsCafe が、大分県の「おんせん県」商標登録についてどう思うかアンケートを実施したところ、1200件の回答があり、その結果は、

支持しない	66.1%
支持する	14.4%
分からない・その他	19.5%

と批判的に見ている人が多いようですが、貴方は如何お考えになりますか。

なお、NewsCafe によると「その他」の中には「中国みたいな事をするな」という意見が多かったそうですが、面白いですね。

自分達の利益になる事なら何でもあり、という風潮がない訳ではありませんが、そうはいつでも他府県に迷惑を及ぼすような方策は適当とはいえないでしょう。

大分県は、反響の大きさに驚き「他県の使用を妨げる意図は一切ない」と釈明すると共に、温泉が売りの県と一緒に名称を使って盛り上げて行きたいとしています（1月7日付北海道新聞）。しかし、他府県にしてみれば、いちいち使用許可を取らなければならないというのも釈然としないところでしょうから、決着がつくまでには時間がかかるかも知れません

温泉はいくら熱くても結構ですが、「おんせん県」論争の方は熱くなり過ぎず、程々が宜しいのでは…。（塾頭：吉田 洋一）